

## レセプト等点検作業基準書

### 1. 点検項目

毎月の点検業務の範囲は次の項目とする。ただし、熊本市が必要と認めたときは、新たな点検項目を支持することがある。

- (1) 初診年月日と初診料算定の不一致
- (2) 診療月と診療開始日が不一致で初診料を算定しているもの。
- (3) 初診料、再診料の誤り
- (4) 再診料と外来管理加算の算定誤り
- (5) 傷病名と特定疾患療養指導料との不一致
- (6) 特定疾病指導料が、初診日あるいは退院の日から1ヶ月内で算定している場合。
- (7) 薬品名の規制及び単位の記入漏れ
- (8) 長期投与薬品（内服薬、外用薬）のチェック
- (9) 投薬点数の算定誤り
- (10) 注射料の算定誤り
- (11) 処置、手術、検査の固定点数の誤り
- (12) 画像診断料等の計算算定誤り
- (13) 診療行為別等の集計漏れ又は、計算誤り
- (14) 入院料等の算定誤り（外泊日、同一傷病名の2回目の入院等）
- (15) 入院調剤量の入院日を越えての算定、外泊期間の算定チェック
- (16) 重複請求のチェック
- (17) 縦覧点検
- (18) 第三者行為による傷病の疑いのあるレセプト等の抽出
- (19) 介護給付と突合点検
- (20) 柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検（単月点検）

### 2. 再審査依頼書の作成

熊本市の指示に基づき、必要な作業を行う。